

○津山圏域資源循環施設組合自動販売機設置に係る行政財産の貸付け
に関する要綱

平成27年12月15日
津山圏域資源循環施設組合告示第13号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき津山圏域資源循環施設組合(以下「組合」という。)が実施する自動販売機(以下「自販機」という。)の設置に係る行政財産の貸付けについては、別に定めのある場合を除き、この告示の定めるところによる。

(準用)

第2条 組合の自販機の設置に係る行政財産の貸付けに関する事項については、津山市自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱(平成24年津山市告示第40号)を準用する。この場合において、同告示中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。